

大阪市鶴見区役所
広告付き AED 設置及び広告掲載業務事業者
の募集要項

令和 8 年 8 月
大阪市鶴見区役所 総務課

大阪市鶴見区役所広告付きAED設置及び 広告掲載業務事業者の募集要項

区の財源を確保し、区民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

1 施設の概要

(1) 名称

大阪市鶴見区役所

(2) 住所

大阪市鶴見区横堤 5 丁目 4 番19号

(3) 庁舎開庁時間

- ・月曜日～木曜日、第4日曜日 午前9時00分～午後5時30分（第4日曜日は一部の担当のみ）
- ・金曜日 午前9時00分～午後7時00分（午後5時30分～午後7時00分は一部の担当のみ）
- ・その他、臨時開庁日（年度末・年度始めの日曜日で大阪市が定める日等）
- ・土曜日、上記以外の日曜日、祝日、年末年始（12 月29 日～1 月3 日）は閉庁

(4) 年間来庁者数

約17万人（令和 7 年度実績）

2 募集内容

(1) 募集広告媒体

使用許可場所	設置する広告媒体	台数	最低使用料 (月額税抜き)
大阪市鶴見区役所 1 階玄関ロビー	広告付き AED	1 台	11,000 円 (月額：税抜)

※設置する広告媒体の詳細については、別紙 1 「大阪市鶴見区役所広告付きAED設置及び広告掲載業務仕様書」のとおり

(2) 設置内容

別紙 1 「大阪市鶴見区役所広告付きAED設置及び広告掲載業務仕様書」のとおり

(3) 設置場所

大阪市鶴見区役所 1 階玄関ロビー

(4) 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、広告付きAED設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を本市より受けて使用します。

(5) 使用許可の期間

使用許可の期間は令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。ただし、当初許可の日から 5 年を超えない範囲（令和 13 年 12 月 31 日）で年度ごとに更新することができます。

更新しない場合は、許可期間終了の 3 か月前までに書面にて意思表示をしてください。
更新する場合には、許可期間終了の 30 日前までに継続申請を書面で行ってください。
(※当区の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。)

(6) 使用料

本市が定める最低使用料（月額税抜）以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。なお、使用料は使用許可日からの負担とします。応募価格は、月額使用料（税抜）を記入してください。（電気料相当額については、別途徴収しますので含まないでください。）

なお、使用料の納付は、使用許可期間分の使用料を本市が指定する期間までに全額前納するものとします。

3 掲載できない広告

大阪市行政財産広告取扱規則第 3 条及び大阪市鶴見区役所行政財産広告掲出要領第 2 条及び第 3 条の規定に該当するもの

4 応募資格

次の条件をすべて満たす事業者（法人）に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 広告代理業又はそれに準じる広告掲載に関する業務について、3 年以上の実績を有している者であること。
- (3) 本事業の趣旨・目的に賛同し、継続的に広告事業を取扱うことができる者であること。
- (4) 国税及び大阪市税の未納がないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

5 応募申込手続等

(1) 応募申込期間等

ア 募集要項掲載期間

令和 8 年 8 月 21 日（金）～令和 8 年 9 月 10 日（木）

イ 申込受付期間

令和 8 年 8 月 21 日（金）～令和 8 年 9 月 10 日（木）

午前 9 時 00 分から午後 0 時 15 分、午後 1 時 00 分～午後 5 時 30 分

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

ウ 申込受付場所

〒538-8510 大阪市鶴見区横堤 5 丁目 4 番 19 号（鶴見区役所 4 階）

担当：大阪市鶴見区役所 総務課 笹田、菊田

電話：06 - 6915 - 9012

(2) 申込みに必要な書類・部数

名称	部数	内容
応募申込書	1 部	所定の様式に必要事項を記入
誓約書	1 部	所定の様式に必要事項を記入
誓約書（暴力団関係）	1 部	所定の様式に必要事項を記入

国税及び大阪市税の未納の税額がないことの証明書	1 部	・ 国税は、納税証明書（その 3 又はその 3 の 3）に限る。 ・ 大阪市税は、市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の未納の税額がないことの証明書の写し ※国税、大阪市税とも、発行後 3 か月以内のものに限ります。
会社概要	1 部	本要項「4－(2)」にかかる業務実績について記載したもの（様式自由）※会社パンフレットなど事業内容が判断できるもの
設置予定機器の仕様書	1 部	設置予定機器の仕様がわかるもの（様式自由）

(3) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を申込受付場所に持参又は郵便等により提出してください。

6 質疑書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和 8 年 8 月 21 日（金）～令和 8 年 8 月 31 日（月）午後 5 時 30 分まで

(2) 提出方法

質疑書により、上記受付期間内に持参又は電子メールにて提出してください。持参の際の受付時間は、平日の午前 9 時 00 分から午後 0 時 15 分、午後 1 時 00 分～午後 5 時 30 分です。

（提出先電子メールアドレス tr0001@city.osaka.lg.jp）

(3) 回答方法等

期限内に提出された質疑書に対する回答については、令和 8 年 9 月 2 日（水）に、大阪市鶴見区役所のホームページで公表します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

7 価格提案書の提出及び設置事業者の決定

(1) 価格提案書の提出及び審査日時

提出：令和 8 年 9 月 11 日（金） 午前 10 時 00 分～午前 10 時 30 分

審査：令和 8 年 9 月 11 日（金） 午前 10 時 30 分～

※前掲 5 の応募申込手続を終えていない方は価格提案書の提出はできません。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市鶴見区役所 3 階 303 会議室

(3) 提出書類等（当日持参するもの）

ア 価格提案書

イ 委任状（代理人により応募しようとする場合）

(4) 価格提案書の投函方法

応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函してください。なお、応募は代理人名で代理人に行わせることができます。その際には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱へ投函してください。

郵便等による入札の場合、令和 8 年 9 月 10 日（木）午後 5 時 30 分までに、「5

(1) ウ 申込受付場所」まで必着のこと。なお、その場合は二重封筒を用いて、表封筒に「入札案件名称」を明記し、「入札書在中」と朱書きして、内封筒に「入札日、入札案件名称」を記載すること。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、月額使用料（税抜）を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函又は郵便等で提出した価格提案書の書換え、引換え又

は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

- ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締め切り後、直ちに応募資格者立会いのもとで行います。
- イ 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。
- ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。なお、価格提案審査の当日価格提案書を投函しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

- ア 最低使用料（月額税抜き）を下回る価格によるもの。
- イ 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ウ 指定の日時まで提出しなかったもの。
- エ 応募資格者の記名がないもの。
- オ 本市が指定した価格提案書を用いないでしたもの。
- カ 同一価格提案審査について応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- キ 同一価格提案審査について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- ク 同一価格提案審査について他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ケ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- コ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- サ 価格提案審査に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- シ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、**本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者としします。**

なお、設置予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続きの説明を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

- ア 最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。
- イ 当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、その者の事業者名及び応募価格を、設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表します。

審査決定後の問い合わせに対しては、設置予定事業者名及び決定価格を回答するとともに、大阪市ホームページに決定金額及び設置予定事業者名を掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

8 設置予定事業者の手続き

設置予定事業者決定後、細部について協議を行ったうえで、使用許可申請書等を提出してください。なお、許可等は応募申込書に記された名義で行います。

9 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

10 必要経費の負担

- (1) 応募申込及び使用許可等の手続きに関する一切の費用については、応募申込者又は設置予定事業者の負担となります。
- (2) 電気を使用する際には、別途鶴見区役所が発行する納入通知書により電気使用料を納入期限までに納入していただきます。（電気使用料は設置する機器の定格消費電力等により鶴見区役所で算定します。）
- (3) 設置にかかる費用、撤去費用、保守運営にかかる費用等一切の費用は設置事業者により負担していただきます。

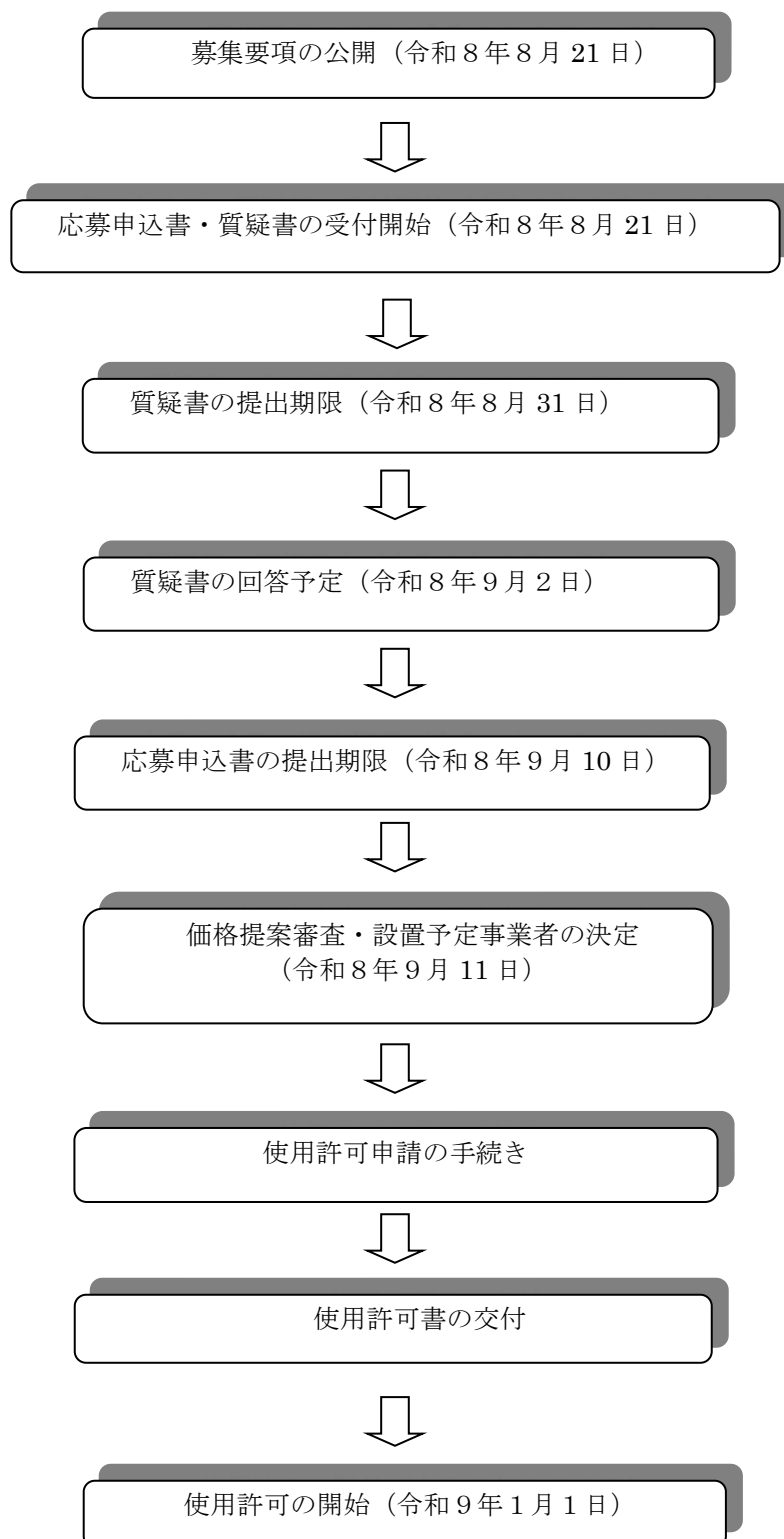
11 その他

- (1) 応募者は、この募集要項及び仕様書を熟読し、疑義があればよく質し、これを了知のうえ価格提案に臨んでください。設置予定事業者決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
- (2) 支払われた使用料は返還しません。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとします。
- (3) 本要項に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度鶴見区役所と協議してください。

12 本要項に関する問い合わせ先

担当：大阪市鶴見区役所 総務課 笹田・菊田
住所：大阪市鶴見区横堤 5 丁目 4 番19号（鶴見区役所 4 階）
電話：06-6915-9012

設置までのスケジュール



大阪市鶴見区役所広告付き AED 設置及び広告掲載業務仕様書

1 業務名

大阪市鶴見区役所広告付き AED 設置及び広告掲載業務

2 業務内容

大阪市鶴見区役所広告付き AED 及び広告掲載業務は、無償にて借用する AED に広告を掲載することにより、財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するとともに、広告主に地域貢献の機会を提供する。

3 広告付き AED の設置場所

鶴見区役所本庁舎 1 階ロビー（別図のとおり）

※機器の設置、撤去、保守管理にかかる費用及び機器の使用にかかる電気代は全て事業者が負担するものとする。

4 広告付き AED の基本構成

① 広告付き AED の構成

- ・ AED 機器、収納ボックス、広告媒体が連結した一体の構造であること。
- ・ 必要とされる最低限の機器は上記のとおりであるが、それぞれの機器が機能するために必要な機器、配線等その他整備一式は適宜導入すること。

② 広告媒体の仕様等

- ・ 広告についてはデジタルサイネージ広告とすること。
- ・ 広告モニターについては 42 ～ 50 インチ以上とすること。
- ・ デジタルサイネージに放映する内容については、広告、行政情報及び緊急災害情報とし、音声はなしとすること。

③ AED について

- ・ AED 本体のほか、保管・携行するためのケース、バッテリー、電極パッド、小児に使用するための付属品、取扱説明書、その他使用するために必要なものを付属すること。
- ・ 本体、電極パッドともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の認可がされていること。
- ・ 最新の JRC 蘇生ガイドラインに適合していること。
- ・ 音声ガイダンス及び取扱説明書が日本語であること。
- ・ 小児に対し使用可能であること。
- ・ 電極パッドを貼ることで心電図解析を行い、必要な場合のみ電気ショックを促す安全機能があること。
- ・ バッテリー容量、電極パッド、内部回路等セルフチェックを毎日行う機能があること。
- ・ セルフチェック等で異常があれば、アラーム音を出すなど警告する機能があること。

- ・使用可能な状態であるか、外見上判断できるものであること。
- ・本体、バッテリー及び電極パッドは耐用期間内のものであること。

④ 配置方法について

機器の設置については、庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導並びに防火設備の支障とならない場所及び構造とするよう配慮し、転倒防止や鋭利な突起物がないこと等、庁舎の利用者等に危険を生じさせることがないように安全措置を十分に講じること。設置及び撤去については、当区と日程調整すること。

転倒防止のために補強を必要とする場合は、当区と協議の上補強方法を決定し、事業者の負担で補強するものとする。

また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認することとする。

⑤ 日常点検を含む保守管理について

- ・日常点検を含む保守管理については、すべて事業者で行うことを原則とする。ただし、詳細については協議の上決定する。
- ・本体の耐用期間や電極パッド等の消耗部品の交換時期を把握し、常に使用可能な状態を維持するよう定期的に適切な点検、交換を実施すること。また、AED 使用後には、電極パッド等の消耗品の交換を速やかに行うこと。

⑥ その他

- ・設置する AED は、事業者が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条第 1 項に基づく高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可を受けた者から販売又は貸与を受けた物であること。
- ・事業者は、AED の設置、移設、撤去を行う場合は、事前に当区の了承を得ること。
- ・契約期間終了後の機器の撤去に関しては、原状回復とする。
- ・設置、移設、撤去及び保守運営に関する一切の費用は事業者が負担すること。
- ・破損、汚損及び保守管理はその都度行うこと。また、機器に異常が発生したときは、速やかに必要な調整および修理等を行うこと。
- ・広告枠の掲載内容については、掲載予定日の 10 営業日前までに広告原稿を当区へ提出し、承認を得ること。また、「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰します。また、大阪市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。

5 使用許可期間

使用許可期間は原則として 1 年間とする（ただし、初年度のみ令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日とする）。令和 9 年 4 月 1 日以降、継続して使用する場合は、当初当区が設定した募集条件を変更しないことを前提として年度毎に申請を行うことにより、最長、令和 13 年 12 月 31 日までの間、使用許可を受けることができる（その場合、最終年度は令和 13 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの許可とする）。更新しない場合は、許可期間終了の 3 カ月前までに書面にて意思表示すること。更新する場合は、許可期間終了の 30 日前までに継続申請を書面にて行うこと。なお、本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではない。

6 使用料

本市の発行する納入通知書により、期日までに使用料を支払うこと。支払われた使用料は返還しない。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。

7 附則

- ① この仕様書に定めるもののほか、業務遂行に関して必要な事項は条例等、大阪市行政財産広告取扱規則及び大阪市鶴見区役所広告掲載要領に定めるところによるものとする。
- ② 広告取扱事業者は、本市の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意をはらうこと。
- ③ 広告取扱事業者は、行政財産使用許可の申請を行うこと。
- ④ この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うこと。
- ⑤ 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。

